

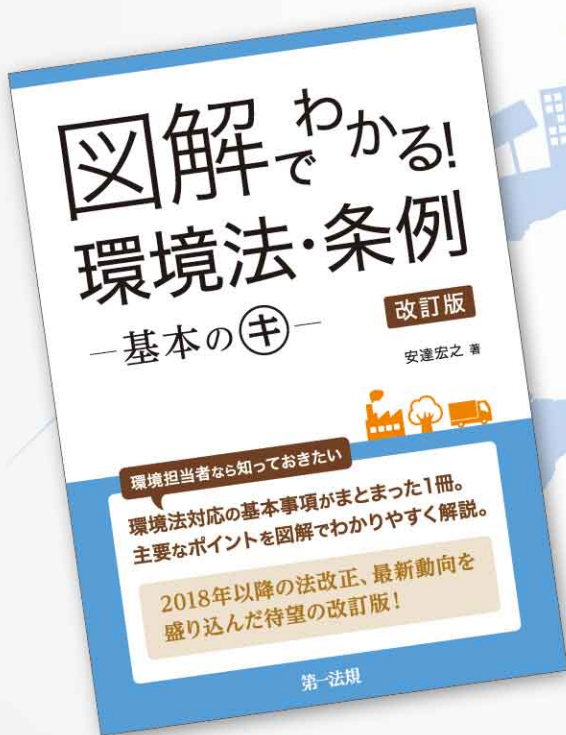
95.7%[※]の受講者が**満足**と回答した 大人気セミナー

「環境法・条例の基礎セミナー」の内容を**書籍化!**

※当社セミナー実施後のアンケート集計結果による

改訂ポイント

省エネ法、オゾン層保護法、フロン排出抑制法、建築物省エネ法、浄化槽法、土壤汚染対策法、廃棄物処理法、化審法、環境影響評価法などの法改正、プラスチック対策の動き（資源循環戦略、海岸漂着物処理推進法改正）など、初版発刊以降、めまぐるしく変わった環境法最新動向を一挙に盛り込みました。



安達宏之 著

A5判・176頁 定価 本体1,800円+税

図解でわかる! 環境法・条例

— 基本の**キ** —

改訂版

- 忙しい担当者でも、豊富な図とイラストで、ひとめで環境法・条例の全体像、主要法のポイントがわかる!
- 環境法のリスク、環境法や環境条例の読み方など、今さら聞けない「基本のキ」の部分が理解できる!
- 語り口調で書かれているから、環境法に苦手意識がある人でもスラスラ読める!



環境法・条例の全体像、主要法のポイントが、ここまで簡潔にまとめられた本は今までになかった
——まるでセミナーを聞いているようなわかりやすい解説と図解により、環境法・条例に携わる
人なら「これだけは知っておきたい」基本事項を、短時間で押さえることができる1冊!



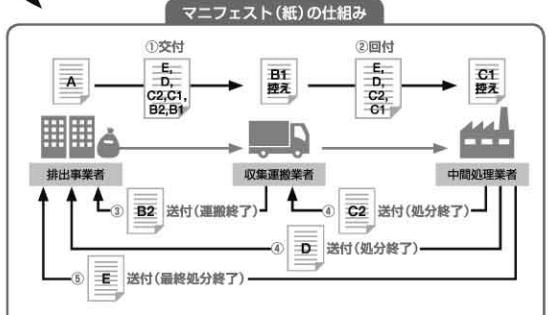
第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

豊富な図とイラストで、環境法・条例の基本がわかる!

Unit 2
これだけは知っておきたい! 主要環境法の



紙マニフェストは複写式の7枚綴りが一般的です。マニフェストは、引越した産廃と一緒に移動します。排出事業者は、収集運搬、中間処理、最終処分が終わった通知として、それぞれB2、D、E票を受け取ります。

法改正にあわせて、内容を追加しています。

産廃とともにマニフェストは移動し、収集や処分が終わると写しが排出事業者に戻るため、排出事業者はそれによって契約書通り処理が終わったことを確認します。



十 これも知っておきたい!
法令で定める期限

①交付日から九〇日(特別管理産業廃棄物は六〇日)以内に運搬・処分受託者から写しの送付を受けないとき、②一八〇日以内に最終処分が終了した旨の写しの送付を受けないとき。

電子マニフェスト
紙ではなく、電子マニフェストの運用も可能である。写しの保存や報告書提出が不要など、紙よりも運用は容易。産廃の引渡し日、運搬終了日、処分終了日からそれぞれ三日以内に情報処理センターへ報告する。

平成一九年の法改正により、令和二年四月から五年〇以上の特別管理産業廃棄物(PCBを除く)を排出する事業場で特管理産廃(PCBを除く)の処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務化される。

廃棄物 マニフェストの流れ

廃棄物処理法二条の三は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)について定めています。ここでは、図表のように、一般的に利用されている七枚綴りの紙マニフェストに即して説明します。

排出事業者は、産業廃棄物(産廃)を処理委託する際に、法令で定める事項(法定記載事項)を記載したマニフェストを交付しなければなりません。

法定記載事項には、日付、交付者名、廃棄物の種類・量などがあり、記入漏れがないようにしなければなりません。また、交付した際、A票

排出事業者責任が問われるとき

排出事業者は、法令で定める期限内にマニフェストの写しが返送されることを確認し、契約書通り処理していることを確認し、契約書通り処理されているか確認します。期限内に写しが送付されないとき又は記載漏れ・虚偽の写しの送付を受けたときは、必要な措置を講じ、三〇日以内に都道府県知事等へ報告しなければなりません。

また、産廃処理業者から処理困難通知を受けたときで、マニフェストの写しの送付を受けていないときも、必要な措置を講じ、三〇日以内に都道府県知事等へ報告します。

さらに、マニフェストは、五年間保管します。また、毎年六月末までに、都道府県知事等にマニフェスト交付状況報告書を提出します。

こうした紙マニフェストに代わり、電子マニフェストの仕組みもあります。法定記載事項の未記載や未返送のチェック漏れなどのミス防止が容易であり、急速に普及中です。

廃棄物処理法⑧ マニフェストのポイント

紙マニフェストは、抜かされやすい!

を保管しておきます。

一方、収集運搬業者は運搬終了日から一〇日以内にB2票を、処分業者は処分終了日から一〇日以内にD票を交付者に送付します。

最終処分が終了するとE票も戻ってきます。排出事業者はA・B2・D・E票のすべてがそろったことを確認し、最終処分場の場所が契約書に記載したものであることなど、契約書通り適正に処理が終了したことを確認します。



内容構成 (抜粋)

- Unit 1 環境法・条例の「基本のキ」
 - ◆環境法のリスク ◆環境法の読み方 ◆環境条例の読み方
- Unit 2 これだけは知っておきたい! 主要環境法の法令別ポイント
 - 主な収録法令等: 環境基本法、省エネ法、フロン排出抑制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、廃棄物処理法、PCB廃棄物特措法、各種リサイクル法、化審法、化管法、毒劇法、消防法、安衛法、水銀規制、環境影響評価法、工場立地法…など
- Unit 3 これで怖くない! 環境法対応
 - ◆環境法対応
 - 仕組みづくり、ISO14001、エコアクション21、法改正への対応 など

詳細・お申し込みはコチラ → **第一法規** **検索** CLICK!

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

申込書 (第一法規刊)

図解でわかる! 環境法・条例—基本のキ— 改訂版

●定価1,980円(本体1,800円) [コード067744]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。
*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。(いずれかを✓で選択ください。) □代金引換により支払います。 □現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、300円+税 3万円以下の場合、400円+税 10万円以下の場合、600円+税	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒

ご住所

機関名 部署名 □公用 □私用

フリガナ TEL

ご氏名 様 ④ E-mail @

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎ FAX.0120-302-640

書店印

お客様より預かりした個人情報、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての協会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoeki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎ TEL.0120-203-696 ☎ FAX.0120-202-974